

可児そだち GAP 標準チェックリスト(米版準拠)

履 行 区 分	番号	必須	取 り 組 み	事 項	確認
食品安全	1	○	ほ場やその周辺の、農地・土壌・汚水・廃棄物・資材・排気からの各種汚染がないよう確認・対策している。		
	2	○	防除に登録農薬や特定農薬以外の資材を使用していない(法令上の義務)。		
	3	○	原材料や成分が不明な資材を防除に使用していない(法令上の義務)。		
	4	○	使用前には必ず表示内容を確認し、表示内容に従って農薬を使用している(法令上の義務)。		
	5	○	農薬使用時に、周辺(特に他の作物・農地)に飛び散らないよう対策している。		
	6	○	農薬使用後は農薬汚染が最小となるように防除器具・装置をしっかりと洗浄している。		
	7	○	直接原液などがかからないよう使用や保管の対策を行っている。		
	8		過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認している。		
	9		成分が不明な資材を肥料や土壌改良に使用していない。		
	10		肥料に異物混入しないよう対策している。		
	11		直接肥料等がかからないよう対策している。		
	12	○	販売する米は米穀検査を受けている。		
	13		貯蔵・輸送時の適切な温湿度管理を実践している。		
	14		収穫～輸送において異物が混入しないよう対策している。		
環境保全	15		使用時は農薬の残りがでないよう必要量だけ調製している。		
	16		水田からの農薬の流出が少なくなるよう対策を講じている。		
	17	○	農薬使用時に、周辺(周辺の土壌や人畜)に飛び散らないよう対策している。		
	18	○	ほ場をきれいにし病害虫が発生しにくい環境を作っている。		
	19	○	防除器具・装置の洗浄水が河川に流出しないよう、ほ場以外の土壌に排水吸着させている。		
	20		農薬だけに頼らず代替技術と併用して防除を行っている。		
	21		土壌診断や標準施肥量(可児地域の栽培こよみ)に基づき適正施肥を実践している。		
	22		外来雑草がない、適正に腐熟させた堆肥を使用している。		
	23		緩効性肥料の使用や局所施肥などの施肥量を低減化する技術を実践している。		
	24		過施肥を防ぐため、堆肥は適正量の使用としている(牛ふん堆肥で1t/10a未満が目安)。		
	25		土壌浸食されないよう対策している(漏水対策・土留めなど)。		
	26	○	廃棄物の適正処理を実践している。		
	27		作物残さの堆肥化を実践している。		
	28		機械装置の運転が非効率にならないよう作業上工夫している(アイドリングストップ・低回転運転の実践)。		
	29		有害鳥獣の餌場とならないよう対策している(防護柵設置・竹林の適正管理など)。		

履 行 区 分	番号	必須	取 り 組 み 事 項	確認	
労働安全	危険作業の把握	30	○	農業生産活動における危険な作業を把握している(ハザードマップの作成など)。	
	農作業従事者の制限	31	○	農作業従事者に危険な作業をさせていない。	
	服装および保護具の着用等	32	○	安全に作業できる服装・装備の着用を励行している。	
	作業環境への対応	33		危険環境の改善に積極的かつ具体的に取り組んでいる。	
	機械等の導入・点検・整備・管理	34		作業の軽労化と効率化のため機械を積極的に導入している。	
		35		安全装備の確認・使用前点検・使用後の整備など適切に管理している。	
	機械等の利用	36	○	正しい機械の使い方を実践している。	
		37	○	使用時の安全対策を実践している。	
	農薬・燃料等の管理	38	○	農薬・燃料は事故がないよう適正に管理している(法規制・盗難・流出など)。	
事故後の備え	39		想定される事故に対応するため、保険加入をおこなっている。		
全般	技術の保護・活用	40		農業者自ら開発した技術やノウハウの保護・活用・伝承のための対策を行っている。	
		41	○	登録品種の適正な使用を実践している。	
	特定用途の米穀についての保管処理	42	○	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管(法令上の義務)	
		43	○	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分(法令上の義務)	
	情報の記録・保管	44		ほ場の位置・面積の記録管理を行っている(ほ場位置図など)。	
		45	○	種苗・農薬・肥料・その他資材の使用記録・管理を行っている。	
		46	○	種苗・農薬・肥料・その他資材の購入記録・管理を行っている。	
		47	○	農作物出荷の記録・管理を行っている	
		48		農業従事者の作業記録・管理を行っている。	
		49		取引先との対応のために、記録の保存期間は1～3年としている。	
		生産工程管理の実施	50	○	栽培周期ごとに栽培計画を立て、その都度「可児そだちGAP」チェックリスト等生産工程管理の取り組みを記録し、「地産地消実行委員会」から求められた際には提出できるよう整備している。
	51			農業従事者全員が随時閲覧・記録できる作業記録簿を作成し、記帳している。	
	52		○	作業記録簿の内容を基に、チェックリストに従い自己点検し、問題点を記録している。	
	53		○	問題点の把握と方法の見直し改善を図っている。	
	合計点数 (54 点満点)				
合計点数 (%)					

項目「必須」について

○	必須事項	必ず実施すべき項目。
なし	重要事項	励行できるよう努力すべき項目。